

【厚生労働大臣の定める掲示事項】

- 当院は厚生労働大臣が定める施設基準に基づいて心労をおこなっている保険医療機関です。

指定医療機関

- ・生活保護法等指定医療機関
- ・医療措置協定締結医療機関

- 施設基準等に関わる届出について

当院は、四国厚生局長に下記の届出を行っております。

<基本診療料>

- ・情報通信機器を用いた診療に係わる基準
- ・外来感染対策向上加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（I）

- 【「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について】

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる領収書を無料で発行しております。なお、公費負担医療の受給者で医療費の負担のないかたについても発行いたします。明細書は、検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されている大切な個人情報です。取り扱いにはご注意ください。また、ご家族が代理で会計する場合のその方への発行を含め、発行を希望されない場合はお申し出ください。

【マイナ受付に対応しています】

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。
その際に情報提供に同意いただいた場合、
取得した診療・服薬・検診情報を医師が活用して診療いたします。
また、マイナ保険証の利用促進をしております。



【生活習慣に関する総合的な治療管理を行うことができる医療機関】

2024年6月1日施行の診療報酬改定において、これまで特定疾患用量管理料の対象疾患であった「高血圧症」「糖尿病」「脂質異常症」が生活習慣管理料Ⅰ・Ⅱの対象疾患へと移行され、生活習慣に関する総合的な治療管理をすることとされました。

当院では、身長や体重などの問診や必要な検査を行い、ご本人と相談した上で、目標を設定し、その目標や指導内容、検査結果等を記載した療養計画書を交付し治療に活用いたします。

また、状態に応じて、医師の判断のもと、28日以上処方やリフィル処方を行う場合があります。

(※リフィル処方箋とは医師と薬剤師の適切な連携の下で一定期間内に患者の症状等を踏まえ医師が個別に判断した投与回数だけ反復使用できるものです)

● 当院の院内感染防止対策に関する取り組み事項

「※当院は外来において受診歴の有無にかかわらず発熱・風邪症状のある患者を適切な感染防止策を講じた上で対応しています」

1. 院内感染対策にかかわる基本的な考え方

感染防止対策は安心安全な医療提供の基礎となるものです。

当院は感染防止対策をクリニック全体として取り組み、クリニックにかかわるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と、その発生時における速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策にかかわる組織の業務内容

院内の感染対策委員会を設置し、実務を行い、また毎月1回のミーティングを行い、感染対策に関する事項を検討します。院内感染対策のために職員研修、講習会は年に2回以上開催します。

3. 抗菌薬適正使用のための方策

感染専門医の意見等が反映された詳細な感染症に対する抗菌薬の適正使用マニュアルを用意し、適宜参照して実務に役立てるよう配慮します。

【かかりつけ医機能について】

「かかりつけ医」としての役割

- ① 生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症等）や認知症に対する治療や管理を行う。
- ② 他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況を踏まえた管理をする。
- ③ 予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する相談に応じる。
- ④ 必要に応じて専門医療機関を紹介する。
- ⑤ 介護保険の利用に関する相談に応じる（主治医意見書の記入・介護専門医への対応を行っている）
- ⑥ 必要に応じた在宅医療に対応する。
- ⑦ 体調不良時、患者からの電話等での問い合わせに応じる。
- ⑧ 医師が可能であると判断した場合、28日以上長期処方・リフィル処方箋を交付することができる。

機能強化加算

外来診療での適切な役割分担を図り、的確で質の高い診療機能を持ち、かかりつけ医機能もある医療機関を評価するものです。そのため、当院でも「初診料」と併せて「機能強化加算」を算定しております。

後日追加予定

【適切な意思決定支援に関する指針】

I. 基本方針

全ての患者さんがその人にとって最善の医療・ケアを受けられるよう、患者さん・ご家族等に対し適切な説明と十分な話し合いを行い、患者さん本人の意志を尊重した医療・ケアを提供することに努めます。

II. 人生の最終段階における医療・ケアのありかた

- (1) 主に医師から、現状・医療行為等の選択肢・今後の予測等の適切な情報の提供と説明を行い、患者さん本人の意思決定を尊重し、医療・ケアを進めます。
- (2) 本人の意志は変化しうるものであることを踏まえ、本人が自らの意志をその都度示し、伝えられるような支援を医療・ケアチームにより行い、本人との話し合いを繰り返し行います。
- (3) 本人が自らの意志を伝えられない状態になる可能性があることから、ご家族等の信頼できるかたを含めて本人との話し合いを繰り返し行います。
- (4) 人生の最終段階における医療・ケアについて、医療・ケアの開始・不開始、内容の変更・中止等は医学的妥当性と適切性をもとに慎重に判断します。
- (5) 生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は本方針の対象としません。

【適切な意思決定支援に関する指針】

- (1) 本人の意思確認ができない場合は、以下の手順によって、本人にとっての最善の方針を決定します。
 - ① 家族等が本人の意志を推定できる場合は、その推定意志を尊重します。
 - ② 家族等が本人の意志を推定できない場合は、本人に代わる者として家族等と十分に話し合います。
 - ③ 家族等がない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で十分に話し合います。

- (2) 話し合いの中で、意見がまとまらない場合や合意が得られない場合は、臨床倫理委員会等にて検討の上、方針等について助言します。

1. 入院基本料について

有床診療所入院基本料 1 （看護職員が 7 人以上）

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制

入院の際に医師・関係職員が共同して、診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

3. 四国厚生支局への届出事項

・施設基準に係わる届出

時間外対応加算 2・外来感染対策向上加算・がん治療連携指導料・電子的診療情報評価料
在宅支援診療所 3・在宅時医学総合管理料・外来、在宅ベースアップ評価料（I）

・入院に係わる届出

有床診療所入院基本料 1・看護補助配置加算 1
夜間緊急体制確保加算・夜間看護配置加算 2・看取り加算
有床診療所急性期患者支援病床初期加算
有床診療所在宅患者支援病床初期加算
有床診療所緩和ケア診療加算

- ・ 標榜時間外（概ね午後 10 時まで）の間、当院通院中の患者様からの電話等による問い合わせに応じます。
- ・ 夜間等の緊急時にも前日、院長が対応しています。
- ・ 付き添いの必要はありませんが、病状などでご本人、あるいはご家族が希望される場合は院長の許可を得て付き添うことができます。病棟へご相談ください。

4. 特別の療養環境の提供

・ 差額室料

料金／日	部屋番号
1,500 円	200 / 205 / 206 / 207 208 / 210 / 211

●保険外負担に関する事項について

当院では、証明書・診断書などにつきまして、その利用に応じた実費の負担をお願いしております。

< 診断書・書類 >

証明書等の簡易な文書	¥1,000-
診断書 当院書式	¥1,500-
〃 免許申請用等	¥3,000-
身体障害者診断書・意見書 ※障害者手帳の申請に必要な書類です	¥10,000-
障害年金診断書	¥10,000-
保険会社への通院証明書や診断書	¥4,000-
〃 入院 〃	¥5,000-

< 予防接種 >

インフルエンザ	¥ 4,000-
肺炎球菌 プレベナー	¥ 12,000-
〃 キャップボックス	¥ 15,000-
带状疱疹 シングリックス	¥ 20,000-
〃 水痘ワクチン	¥ 7,700-
麻疹・風疹混合ワクチン	¥ 8,000-

※高齢者インフルエンザ・肺炎球菌・带状疱疹予防接種は助成があります

< 健康診断 >

健康診断（当院書式のもの）	¥ 11,500-
労働安全衛生法に基づく健康診断	¥ 11,500-

※その他追加検査があれば上記金額に検査費用が追加されます